

佐久市物価高騰対策給付金に関するよくある質問と回答

Q1.	給付金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか。
A1.	【令和 6 年度個人住民税均等割非課税世帯】 令和 6 年 12 月 13 日時点で佐久市に住民登録があり、対象となる可能性がある世帯には「お知らせ」「確認書」「申請書」、いずれかを送付します。書類が届きましたら、内容をご確認、のうえ、通知に記載されている手続きを行ってください。 また給付金の対象と思われる世帯であるにもかかわらず、書類が届かない場合は福祉課にお問い合わせください。 【家計急変世帯】 上記世帯以外で、「物価高騰の影響により収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が個人住民税均等割非課税相当水準」である世帯であれば給付金を受け取れる可能性があります。 給付金を受給するためには申請が必要です。必要事項を記入した申請書と必要書類を提出してください。
Q2.	世帯とは何が基準となるのでしょうか。
A2.	住民票に登録されている世帯です。ご自身の世帯の状況を確認したい場合は、佐久市役所市民課・各支所市民係・各出張所で、世帯全員の住民票をお取りください。
Q3.	令和 6 年度個人住民税均等割非課税世帯かどうかは、いつからいつまでの所得額で決まるのでしょうか。
A3.	令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの所得額によって決まります。

Q4.	個人住民税均等割非課税世帯で年金を受け取っていますが、支給対象になりますか。
A4.	世帯全員が、個人住民税が課税されている他の親族等からの扶養を受けている世帯ではないなど、支給要件を満たしていれば支給対象となります。

Q5.	施設等（老人ホーム等）に入所している者は支給対象となりますか。
A5.	Q4 と同様

Q6.	親（その他身内など）と同居しているが、世帯は別です。この場合は支給の対象になりますか。
A6.	世帯全員が、個人住民税が課税されている他の親族等からの扶養を受けている世帯ではないなど、支給要件を満たしていれば支給対象となります。

Q7.	外国人も対象になりますか。
A7.	令和 6 年 12 月 13 日時点で佐久市に住民登録があり、支給要件を満たしている方であれば支給対象となります。

Q8.	基準日の翌日以降に世帯分離をした場合、支給はどうなりますか。
A8	世帯は基準日において判定するため、基準日の翌日以降に世帯分離の届出があったとしても、基準日では同一世帯のため、世帯分離後のいずれかの世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯は給付金の支給対象にはなりません。

Q9.	「世帯全員が、個人住民税が課税されている他の親族等からの扶養を受けている世帯」とありますが、具体的にどのような世帯をいうのでしょうか。
A9.	例えば、親（均等割課税）に扶養されている大学生（均等割非課税）の単身世帯や、子（所得割課税）に扶養されている両親の世帯（所得割非課税）などの世帯をいいます。 なお、扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族等（16 歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

Q10.	個人住民税均等割非課税世帯への支給を受けた後に、家計急変世帯への支給を受けることはできますか。
A10.	既に個人住民税均等割非課税世帯として支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であったもののみのみで構成される世帯は、原則として、家計急変世帯向け支給の支給対象となりません。

Q11.	給付金は、いつ頃振り込まれますか。
A11.	給付金については、令和 7 年 4 月下旬以降を予定しています。 ただし、申請が集中した場合、順番で処理をするためお時間をいただく場合があります。

Q12.	基準日以降に世帯主が死亡した場合は、どのような取り扱いとなるのでしょうか。
A12.	基準日以降に世帯主が亡くなった場合については、以下のとおりです。 【確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合】 ①他に世帯員がいる場合 残った世帯員の課税・非課税状況を確認し、要件に該当した場合には申請の上、受給することができます。 ②単身世帯の場合 世帯自体がなくなってしまうため、支給はされません。 【確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合】 当該世帯主に支給され、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

Q13.	家計急変世帯の申請者が選定する任意の1か月とは、どの月を選定してもよいですか。
A13.	令和6年1月～12月の間であれば、どの月を選定しても構いませんが、直近の家計の状況に基づき判定をするためには、申請月に可能な限り近接した月を選定されるのが望ましいです。

Q14.	1年間のうち、収入月が特定月に生じる業種の場合でも、家急変世帯の支給対象となりますか。
A14.	物価高騰の影響により収入が減少した訳でなければ、支給対象にはなりません。例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や、農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として支給申請した場合には、支給要件を満たしません。 物価高騰の影響により収入が減少した訳ではないにも関わらず、意図的に支給を申請することは不正行為に該当するため、不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。

Q15.	定年退職により収入（所得）が減少し、均等割非課税水準となる場合、家計急変世帯として申請をしてもよいですか。
A15.	当該月に収入がないことがあらかじめ明らかである場合は、家計急変世帯の対象とはなりません。

Q16.	口座確認書類は必ず添付しなければいけませんか。
A16.	確認書にあらかじめ記載されている口座や公金受取口座以外への振込をご希望の場合は、添付いただく必要があります。 また、新規の申請の場合は、口座確認書類の添付は必須です。

Q17.	令和 6 年度の個人住民税所得割は課税されていますが、子供が生まれたことにより、収入の減少はないものの個人住民税均等割非課税相当の水準となった場合には、家計急変世帯に該当しますか。
A17	今般の給付金は、長引く物価高騰による負担増を踏まえ、生活への影響の大きい世帯（個人住民税均等割非課税世帯）に対して支給するものであるため、このような場合も対象となります。

Q18.	家計急変世帯として申請をし、非課税相当額とならずに不支給となったことがあっても、世帯状況の変化により、再申請を行うことは可能ですか。
A18.	物価高騰の影響による家計急変であって、任意の 1 か月の収入が個人住民税均等割非課税相当の水準まで減収している場合には、再申請により支給対象となることがあり得ます。ただし、本給付金の受給は 1 世帯につき 1 回限りです。

Q19.	家計急変世帯として申請する際に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらうことができないのですが、どうしたらよいですか。
A19.	預金通帳の写し等、令和 6 年分の収入額の分かる書類がある場合には、その写しをご提出ください。

Q20.	通帳への振込時には、どのような記載がされますか。
A20.	通帳には「サクシ キュウフキン」と記載されます（表示文字数制限ある場合は途中まで。）。

Q21.	オンラインでの申請は対応していますか。
A21.	申し訳ございませんが、オンラインによる給付金の受付は行っておりません。

Q22.	審査が終わると、佐久市から何かお知らせが届きますか。
A22.	支給が決定した場合には、支給決定通知書を送付します。また、不支給となった場合には、その理由を記載した不支給決定通知書を送付します。

Q23.	金融機関で口座が作れない等、どうしても口座での受け取りができない場合は、どうしたらよいですか。
A23.	佐久市役所福祉課（Tel0267-78-5468）へお問い合わせください。